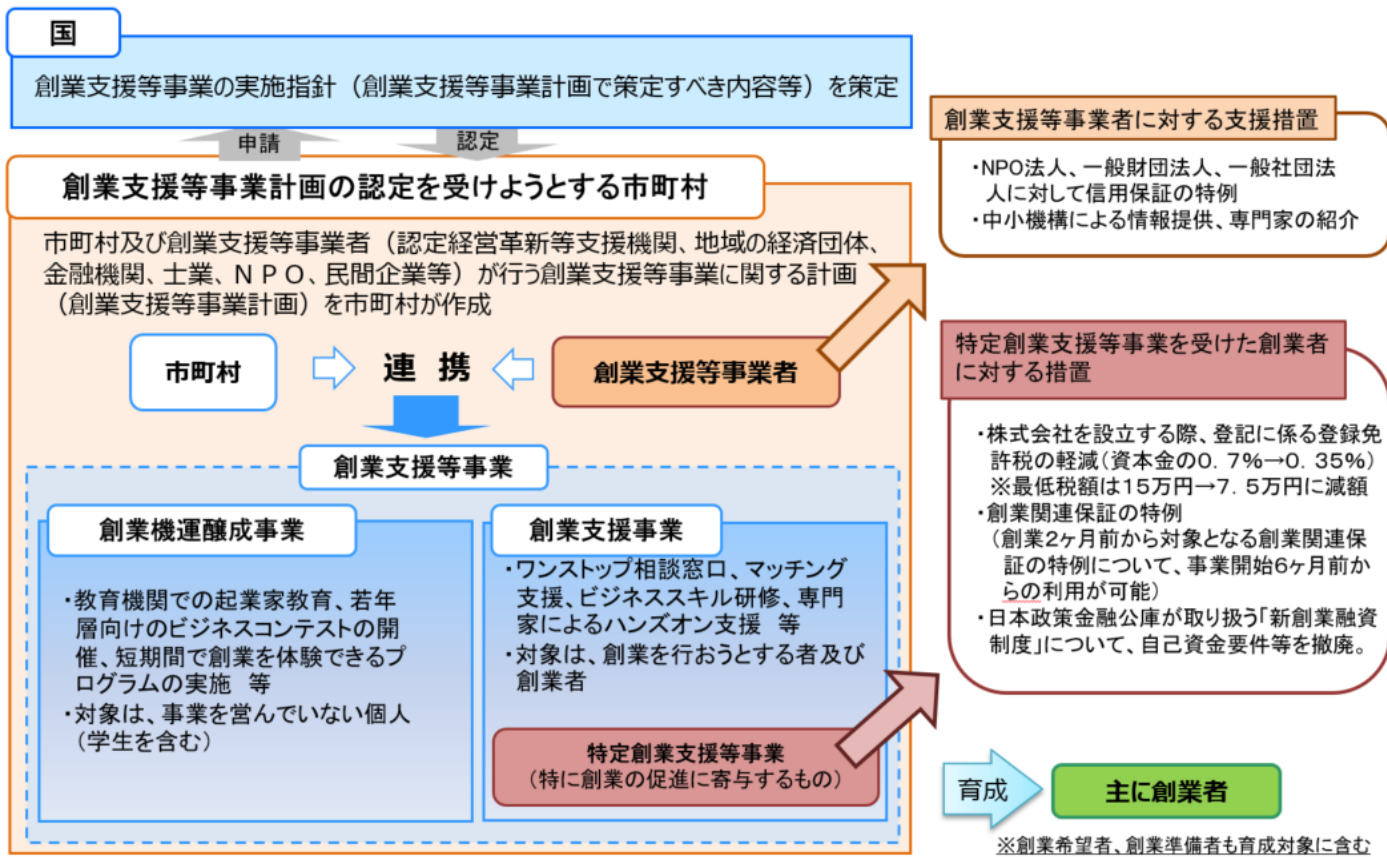


# 産業競争力強化法に基づく創業支援スキーム



(※)特定創業支援等事業とは、市区町村又は認定連携創業支援等事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業を言います。代表的な例としては、4回以上の授業を行う創業塾、継続して行う個別相談支援、インキュベーション施設入居者への継続支援など、1ヶ月以上継続して行う支援が考えられます。

今回およびこれまでに認定した各市町村の計画概要は、以下URLでご覧いただけます。

【「ミラサポ」掲載ページ】 <https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html>